落　札

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和３年４月30日　　支出負担行為担当官　国税庁長官官房会計課長　寺田　広紀
（東京都千代田区霞が関３－１－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

①63　②「インターネット登記情報提供サービス」の利用　一式　③購入等　④随意　⑤ 3. 4. 1　⑥一般財団法人民事法務協会（東京都千代田区内神田１－13－７）　⑦25,024,756円　⑧ 3. 3.11　⑨ｂ「排他的権利の保護」

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和３年４月30日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　核融合エネルギー部門　那珂核融合研究所
管理部長　前田　　勝
（茨城県那珂市向山801－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　804　◎所在地番号　08

①24　②ダイヤモンド窓の製作　一式　③購入等　④一般　⑤ 3. 2.19　⑥エレメントシックス株式会社（東京都中央区八丁堀３－22－13　ＰＭＯ八丁堀９Ｆ）　⑦42,295,000円　⑧ 2.12. 2　⑪最低価格

落札者等の公示

東日本電信電話株式会社公告第５号

次のとおり落札者等について公示します。

令和３年４月30日　　東日本電信電話株式会社　関東病院長　大江　隆史
（東京都品川区東五反田五丁目９番22号）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　125　◎所在地番号　13

①22　②⑴ラジオ波焼灼システム　383本　⑹非天然ゴム製検査・検診用手袋　18,194箱　⑺体内固定用組織ステープル　760本　⑼治療用電気手術器　323本　③購入等　④一般　⑤ 3. 2.18　⑥株式会社イノメディックス　東京都文京区小石川４－17－15　⑧ 2.12.21　⑪最低価格

①22　②⑵アブレーション向け循環器用カテーテル　79本　⑶植込み型心臓ペースメーカ　50台　⑷アブレーション向け循環器用カテーテル　46本　⑻心臓用カテーテル型電極　101本　③購入等　④⑵一般　⑶随意　⑷随意　⑻一般　⑤ 3. 2.25　⑥株式会社エムシー　東京都渋谷区代々木２－27－11ＡＳ－４ビル　⑧ 2.12.21　⑨⑶ａ「不落」　⑷ａ「不落」　⑪⑵最低価格　⑻最低価格

①22　②⑸単回使用パルスオキシメータプローブ　6,725個　③購入等　④一般　⑤ 3. 2.18　⑥株式会社ウイルケア　東京都台東区台東２－31－３　⑧ 2.12.21　⑪最低価格

①22　②⑽中心循環系血管内超音波カテーテル　242本　③購入等　④随意　⑤ 3. 2.25　⑥株式会社カテラ　東京都台東区浅草４－38－１　⑧ 2.12.21　⑨ａ「不落」

報　告

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年４月30日

国立研究開発法人
医薬基盤・健康・栄養研究所

◎調達機関番号　801　◎所在地番号　27

１　改正された規則の名称等

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所特定調達契約事務取扱規程（平成27年４月１日規程第68号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第五号中「民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」に改める。

第11条第１項中「欧州連合」を「欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」に改める。

第14条第１項第九号中「共同」を「協同」に改める。

附　則（令和２年12月28日２規程第16号）

⑴　この規程は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

⑵　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

２　この公表に関する問合わせ先

（機関及び部署名）国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　総務部会計課
（電話番号）072―641―9824